

利用者負担金

法定給付

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

施設介護サービス費 (10割)	利用者負担金 (1割)	算定根拠(単価×日数ほか)
介護報酬の告示上の額	左記の1割	施設介護サービス費の1割 食事にかかる標準負担額の合計

単独型介護予防短期入所生活介護【機能訓練体制加算施設】

1日当たりの利用料金			
居室区分	介護度	施設介護サービス費	利用者負担金
多床室	要支援1	5,360円	536円
	要支援2	6,670円	667円

単独ユニット型介護予防短期入所生活介護【機能訓練体制加算施設】

1日当たりの利用料金			
居室区分	介護度	施設介護サービス費	利用者負担金
ユニット個室	要支援1	5,710円	571円
	要支援2	6,950円	695円

単独型短期入所生活介護【機能訓練体制加算施設】

1日当たりの利用料金			
居住区分	介護度	介護保険料	利用者負担金
多床室	要介護度1	7,370円	737円
	要介護度2	8,080円	808円
	要介護度3	8,780円	878円
	要介護度4	9,490円	949円
	要介護度5	10,190円	1,019円

従来型の施設です。4人部屋が2室、2人部屋が1室の合計10名のユニット

単独ユニット型短期入所生活介護【機能訓練体制加算施設】

1日当たりの利用料金			
居住区分	介護度	介護保険料	利用者負担金
多床室	要介護度1	7,550円	755円
	要介護度2	8,260円	826円
	要介護度3	8,960円	896円
	要介護度4	9,670円	967円
	要介護度5	10,270円	1,027円

ユニット型の施設です。全室個室の10名のユニットが2ユニット合計20名

食費

1日当たりの利用料金		
利用者段階別	特定入所者介護サービス費	利用者負担限度額
〔第1段階の利用者〕	1,380円	300円
〔第2段階の利用者〕	1,380円	390円
〔第3段階の利用者〕	1,380円	650円
〔第4段階の利用者〕	全額利用者負担	1,380円

ただし、入・退所時の食事料金は、朝食380円、昼食600円、夕食400円とし段階別利用者負担額は上記表のとおりです。

住費

1日当たりの利用料金			
居室区分	利用者段階別	特定入所者介護サービス費	利用者負担限度額
ユニット個室	〔第1段階の利用者〕	1,970円	820円
	〔第2段階の利用者〕	1,970円	820円
	〔第3段階の利用者〕	1,970円	1,640円
	〔第4段階の利用者〕	全額利用者負担	1,970円
多床室	〔第1段階の利用者〕	320円	0円
	〔第2段階の利用者〕	全額利用者負担	320円
	〔第3段階の利用者〕	全額利用者負担	320円
	〔第4段階の利用者〕	全額利用者負担	320円

多床室扱いの二人室に入居する場合は個室料金を負担していただきます

その他の加算

加算項目	単位	備考	サービス費	利用者負担金
送迎加算	1回	片道	1,840円	184円
サービス提供体制強化加算()	1日		60円	6円
療養食加算	1日	該当者のみ	230円	23円
看護体制加算()	1日		40円	4円

法定外費用

区分	利用者負担金(実費)
理容・美容サービス	・ 髪カット(有料) ・ 髭剃り(有料)
日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用	・ 要した費用の実費

特別料金

区分	利用者負担金(実費)
特別な食事	・ 要した費用の実費 (出前・外食等)
特別な居室(多床室)	・ 二人部屋 1日あたり 500円
日常生活に要する費用で本人にご負担頂くことが適当である費用 (日用品費・教養娯楽費・その他)	・ 喫茶コーナー利用代金 ・ 日常生活品の購入代金 ・ クラブ活動の費用 ・ その他個人的な要望により購入する物の代金

キャンセル規程

お客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡のなかった場合	1日の料金の10%

当施設ご利用の際に留意いただく事項

利用上の留意事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者は面会の時間を厳守し、玄関に備付の面会簿に記入のうえ必ずその都度、職員に届けてください。 ・また、来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・外出、外泊の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
配置医師以外の医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、入所までかかっていた主治医への受診は自由ですが定期的に受診される場合は、通院に際しご家族の協力をお願いします。 ・主治医から配置医師への通知により、定期的に来所する配置医師の受診及び投薬を受けることもできます。
居室・設備器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 ・居室での飲酒はできません。
食べ物の持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時に食べ物を持込むときは、食堂またはフロアで一緒に召し上がってください。居室での飲食はできません。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音等他の入所者の迷惑となる行為はご遠慮願います。 ・また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での生活に必要な最小限の身回り品をご持参ください。 ・衣類、日用品の管理は居室内のタンスをご利用ください。 ・所持品にはマジックまたは、縫付けで記名をお願いします。
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の持込みは特に必要がありませんのでご遠慮願います。 ・電話を使用する際の小銭については自己管理願います。 ・携帯ラジオのみ、お持込みができますが、イヤホンをつけて他の入所者に迷惑がかかるなどの支障が無いような配慮をお願いします。
宗教活動 政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内でのペットの飼育はお断りします。
ケガ・骨折等について	<ul style="list-style-type: none"> ・施設では見守り介護に十分な配慮を致しております。 ・しかし、ご利用者の状態によっては施設の責に帰さないやむを得ない不慮のケガや事故がおきる場合もあります。 ・その場合は、速やかにご家族へ連絡をとり、医師への対応等を行います。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

運営方針

事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人博悠会が経営する短期入所生活介護フランチーズ悠よしだ（以下「事業者」と言う。）が行う、指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師その他従業員（以下「従業者」と言う。）が、要介護または要支援の状態（以下「要介護状態等」と言う。）となった高齢者に対し、適正な指定介護短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。</p>
施設の運営方針	<p>事業所の従業者は、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険医療サービスまたは福祉サービスとの密接な連携を図り、良質なサービス提供に努めるものとする。</p>

施設サービス概要説明

介護保険給付サービス

種類	内容									
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士が立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で召しあがっていただけるよう配慮しています。 食事時間 <table border="0" data-bbox="635 1263 1197 1384"> <tr> <td>朝</td> <td>食</td> <td>(7 : 3 0 ~ 8 : 3 0)</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>食</td> <td>(1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0)</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>食</td> <td>(1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0)</td> </tr> </table> 	朝	食	(7 : 3 0 ~ 8 : 3 0)	昼	食	(1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0)	夕	食	(1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0)
朝	食	(7 : 3 0 ~ 8 : 3 0)								
昼	食	(1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0)								
夕	食	(1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0)								
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 入所者の状況に応じて適切な排泄を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 									
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に週2回以上の入浴を行います。 必要状況に応じてシャワー浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位の取れない方は、機械を用いた特殊浴槽での入浴をいたします。 車椅子の方は車椅子専用入浴を行います。 									
離床・着替え・整理	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えた着替え、入浴時の定期的な着替えを行うよう努めます。 個人としての尊厳に配慮し、室内外の適切な整理が行われるよう援助いたします。 シーツ交換は週1回行います。 寝具やベッド周りの衛生管理に努めます。 									

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練は専門の訓練員（針・灸・あ・マ師及び看護師）により入所者の身体の状況に適合した機能訓練を行ない、身体的機能の低下を防止するよう努めます。 当施設の所有するリハビリ器具 <ul style="list-style-type: none"> 歩行器 プラットホーム 交互歩行器 4点ステッキ 車椅子 杖 平行棒 訓練用ゲーム その他
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 配置医師2名により週2回診察日を設けて健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。 入所者及びその家族の希望で外部の医療機関に通院する場合はその介添えについて家族で対応をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> 当施設の配置医師 病院名 ・原山こどもクリニック 診療科目 ・小児科 診察日 ・毎週水曜日
相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても、誠意を持って相談に応じます。 生活相談員ほかスタッフにお気軽にご相談下さい。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 担当者 生活相談員 利用者の施設介護サービス計画が作成されるまでの間についても、当然利用者がその有する機能に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション等の行事を企画します。 主な娯楽活動 <ul style="list-style-type: none"> 隔週開催 カラオケクラブ 他各種 隔週開催 喫茶コーナー 毎日開催 ゲーム機能訓練 主なレクリエーション行事 <ul style="list-style-type: none"> 毎月の施設行事計画に基づき実施 年間の施設行事計画に基づき実施
面会時間	<ul style="list-style-type: none"> 午前9時から午後5時30分 やむを得ない遅い時間の面会は生活相談員へお申し出下さい。

介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理容・美容	・毎月4回(原則として第1・第2・第3木曜日と第4水曜日) 理髪店の出張による理容及び美容サービスをご利用いただけます。(カット料金2,000円、顔剃り1,000円)

身体拘束の改善・廃止について

身体拘束の改善・廃止	当施設は指定介護老人福祉サービスの提供に当たり、自傷他害の恐れがあると認められる場合で、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない身体拘束以外の身体拘束は行わないことを宣言します。
身体拘束廃止委員会 リスクマネジメント委員会	身体拘束廃止委員会は、施設長・介護支援専門員・生活相談員・看護師・介護士等により構成し、身体拘束の廃止に向け改善計画を作成し身体拘束ゼロに向けて改善計画の見直しを行います。
身体拘束を行った場合 の記録・改善	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。 この場合態様の改善を待ち、できるだけ早く身体拘束の解除を行うため多職種でのバックアップ体制を講じます。

ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		(A)長野県知事の事業者指定 (B)長野市長の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用定員
居宅	(A)短期入所生活介護	平成17年7月1日	2070102641	30人
	(A)通所介護	平成17年7月1日	2070102575	40人
介護 予防	(B)介護予防短期入所 生活介護	平成18年4月1日	2070102641	居宅に含む
	(B)介護予防通所介護	平成18年4月1日	2070102575	
措置	(B)児童デイサービス	平成17年7月1日	20201300042124	10人

施設の概要

短期入所生活介護・老人通所介護・児童デイサービス (併設施設)

敷 地		2,729.99㎡
建物	住 所	長野市吉田4丁目19-3
	構造・床面積	鉄骨造二階建 2098.18㎡ (うち短期入所 960.25㎡)
	利用定員	短期入所30名(単独型小規模生活単位型20名・単独型10名) 老人通所介護40名(一般型30名・認知症対応型10名) 児童デイサービス10名(障害児童)

居室 (うち、短期入所生活介護入所者の専用居室は7室20名分)

居室の種類	居室数	面 積	一人あたり面積
一人部屋	20室	257.530㎡	12.876㎡
二人部屋	1室	30.640㎡	15.320㎡
四人部屋	2室	95.400㎡	11.925㎡

指定基準は、居室一人当たり 10.65㎡です。

主な設備 (特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・デイサービス)

設備の種類	室数等	面 積	一人あたり面積
食堂兼機能回復訓練室	1 室	63.140㎡	6.314㎡
食堂兼共同生活室	2 室	102.300㎡	5.115㎡
一般浴室 脱衣室	2 室	8.190㎡ 8.400㎡	
機械浴室 脱衣室	特殊浴槽	15.210㎡ 14.620㎡	(デイサービスと共用)
医 務 室	1 室	12.250㎡	
静 養 室	1 室	8.580㎡	
談話コーナー	3 室	43.750㎡	

職員体制 (主たる職員)

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1.0	1	施設長資格
生活相談員	1	1				1.0	1	社会福祉主事他
介護職員	12	12				12.0	10.0	介護福祉士他
看護職員	3	3				3.0		看護師
嘱託医師	1			1		1.0	1	医師 (デイ児童兼務)
管理栄養士	1	1				1.0	1	管理栄養士 (デイ児童兼務)
環境整備リネン	4	4				4.0	適当数	(デイ児童兼務)

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人愛和会 愛和病院
院長名	理事長 山田祐司
所在地	長野市大字鶴賀 1044 番地 2
電話番号	026 - 226 - 3863
診療科目	内科
入院設備	あり ベット数 50床

協力歯科医療機関

医療機関の名称	長田クリニック歯科
院長名	長田裕幸
所在地	長野市吉田 5 - 9 - 26
電話番号	026 - 244 - 5570

非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「フランセーズ悠よしだ消防計画」に従って非常時の緊急対応を行います。			
近隣との協力関係	社会福祉法人博悠会は吉田自主防災会と『災害時における協力応援体制に関する協定書』で近隣防災協力を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。（平成17年12月27日締結）			
平常時の訓練及び防災設備	別途定める「フランセーズ悠よしだ消防計画」に従って、年2回の昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数	設備名称	個数
	スプリンクラー	なし	防火扉シャッター	あり
	非常階段	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン・布団等は防災性のあるものを使用しています。			
消防計画	消防署への届出日 防火管理者	平成17年10月17日 佐藤健太		

相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用の場合の相談	苦情解決責任者	副施設長	師岡千恵子
	苦情受付担当者	生活相談員	宮崎まゆみ
	第三者委員	評議員	三井静江・監事 宮澤栄一
	ご利用時間	土、日曜日・祭日を除く毎日9:00~17:00まで	
	ご利用方法	電話・面談・手紙等いずれの方法でも結構です。	

公的機関においても、次の機関において苦情申立てができます。

長野市保健福祉部介護保険課	所在地	長野市大字鶴賀1613
	電話番号	026-224-7991
	FAX	026-224-5247
長野県国民健康保険団体連合会	所在地	長野市大字西長野字加茂北143-8
	電話番号	026-238-1555
	FAX	026-238-1560
長野県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	長野市若里1570-1
	電話番号	026-226-2035
	FAX	026-291-5180